

第5節 機械類、自動車、光学機器等(第84類-第90類)

(f) 品目別規則

機械類等の第84類から第90類までに分類される物品の品目別規則は、1999年に WCO で
の検討を終え、コンセンサス合意がないまま WTO に送付された。その時点での HS 品目表は
1996年版が使用され、2002年版への品目別規則の変更が検討されていたが、その変更は
あくまでも当初案の趣旨を反映させる技術的な調整であって、再交渉を伴うものではない。一
方、HS はその後2007年版、2012年版、2017年版と改正されてきているため、必ずしも19
99年当時の案がそのまま適用できるわけではない。しかしながら、第84類から第90類までの
物品に適用される品目別規則は、組立てを実質的変更として認めるか否かによって、基本的
に、①項の変更(専用部品が独立した項に分類される場合)又は号の変更(専用部品が完成
品と同じ項に分類される場合)のみとするか、②組立てのみの変更を実質的変更と認めず
に専用部品以外の材料からの製造又は付加価値基準を満たす製造を求めるかの二者択一と
なるため、技術的な調整を行うことが容易で、HS の改変にはあまり影響を受けないことが大き
な特徴となる。

もう一つの特徴として、1999年時点で重要な部品として認識されたものについては独立した
スプリット項又はスプリット号が与えられ、その他の部品から当該重要な部品の製造をスプリ
ット項又はスプリット号の変更として実質的変更としたことである。日進月歩の先端技術産業に
おいては20年前の最重要部品であっても現在では一般部品となっていることが普通であり、
最早使用されなくなった部品の品目表からの削除と新規部品の挿入が定期的に行われること
が必要となる。

以下に、WCO における技術的検討において議論された「困難事案」を拾い上げて紹介する
こととする。

コンピュータ(自動データ処理機械)及び同部品

自動データ処理機械、いわゆる「コンピュータ」は、第84.71項に分類される。1999年当時に
存在した第8471.10号(アナログ式又はハイブリッド式自動データ処理機械)に対しては、
CTSH ルールがプライマリー・ルール(3)として記載されていたが、現在では同号は削除され

ている。第84.71項の自動データ処理機械に適用される規則は、日・米等が提案した第84.73項の部品から第84.71項に分類されるユニットの組立て、及び同ユニットから自動データ処理機械の組立てをそれぞれ実質的変更とする案と、専用部品からの組立てを容認せず付加価値基準(45%)のみの EC 等による提案に分かれる。議長提案では、各国がプライマリー・ルールのコラム(3)又は(4)のどちらかを選択し、事務局に通報することとしていたが、合意を得られないまま現在に至っている。

第84.73項に分類されるコンピュータ等の事務用機器の部品についても、日米等が提案したプライマリー・ルール(3)と EC 等が提案したプライマリー・ルール(4)に分かれる。当該ルール(3)は、スプリット項の創設により①プラズマ・ディスプレイパネル、レーザープリンター・カートリッジ、インクジェット・カートリッジ、プリンター・ヘッド又はフィーダーについては他のスプリット項からの変更を実質的変更としている。また、②メモリー・モジュールについては、同項の専用部品の使用を許容しないが、補助ルールとして集積回路の原産国をモジュールの原産国としている。③その他の専用部品は、CTH ルールを採用し、専用部品の使用を許容しないが、専用部品が使用された場合には類別プライマリー・ルールのカスケード方式による上位ルールからの順次適用がある。一方、当該ルール(4)は、45%付加価値基準のみとなっている。

HS 番号	品 名	プライマリー・ルール	
		(3)	(4)
84.71	84.71 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するものを除く。)	各号に記載	付加価値基準 45%
8471.30	- 携帯用の自動データ処理機械(重量が10 キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。)	CTSH	
	- その他の自動データ処理機械	—	
8471.41	-- 少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの(入力装置と出力装置とが一体となっているかいないかを問わない。)	CTSH	
8471.49	-- その他のもの(システムの形態で提示するものに限る。)	CTH (レシテュアル・ルール: 第8471.50 号の物品の原産国)	

8471.50	- 処理装置(第 8471.41 号又は第 8471.49 号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。)	CTH (この類のプライマリー・ルール参照)	
8471.60	- 入力装置及び出力装置(同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。)	CTH (この類のプライマリー・ルール参照)	
8471.70	- 記憶装置	CTH (この類のプライマリー・ルール参照)	
8471.80	- その他の装置(自動データ処理機械のユニットに限る。)	—	
ex8471.80(a)	-- 暗号化された高セキュリティー・モジュール	CTSHS	
ex8471.80(b)	-- その他	CTH (この類のプライマリー・ルール参照)	
8471.90	- その他のもの	CTSH	
84.73	第 84.70 項から第 84.72 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)	—	付加価値基準 45%
ex84.73(a)	- 第8473.30号に分類されるプラズマ・ディスプレイパネル、レーザープリンター・カートリッジ、インクジェット・カートリッジ、プリンター・ヘッド又はフィーダー	CTHS	
ex84.73(b)	- 第8473.30号に分類されるメモリー・モジュール(例えば、SIMMs、DIMMs 及びメモリー・ボード)	[CTH。ただし、第85.42項からの変更を除く。] [補助ルール: 原産国は集積回路の原産国とする。]	
ex84.73(c)	- その他	CTH	

ベアリング

ベアリングについては日・米グループと EU グループとの合意があり、専用部品を使用しない製造、すなわち、粗原料から専用部品を経ての一貫生産であれば実質的変更と認めている。しかしながら、このような形態での生産は一般的ではないことから、専用部品を使用した場合でも、最重要工程である内輪及び外輪の熱処理と(要すれば)研磨を行うことでベアリングへの実質的変更があったものとみなしている。したがって、内輪及び外輪を輸入してベアリングを製造したとしても実質的変更とは認められず、ベアリングの原産国は内輪及び外輪への熱処理及び(要すれば)研磨を行った国となる。

HS 番号	品名	プライマリー・ルール
-------	----	------------

(1)	(2)	(3)	(4)
84.82	玉軸受及びころ軸受	各号に記載	各号に記載
8482.10	- 玉軸受	CTH, 又は スプリット号8482.99(b) の内輪及び外輪への熱 処理及び(要すれば)研 磨を伴う部品の組立てに よる本号への変更 [補助ルール: 本号の物 品の原産国は、スプリット 号8482.99(b)の内輪及 び外輪の原産国とする]	CTH, 又は スプリット号8482.99(b) の内輪及び外輪への熱 処理及び(要すれば)研 磨を伴う部品の組立てに よる本号への変更 [補助ルール: 本号の物 品の原産国は、スプリット 号8482.99(b)の内輪及 び外輪の原産国とする]
8482.20	- 円すいころ軸受(コー ンと円すいころを組み 合わせたものを含む。)	第8482.10号に記載	第8482.10号に記載
8482.30	- 球面ころ軸受	第8482.10号に記載	第8482.10号に記載
8482.40	- 針状ころ軸受	第8482.10号に記載	第8482.10号に記載
8482.50	- その他の円筒ころ軸受	第8482.10号に記載	第8482.10号に記載
8482.80	- その他のもの(玉軸受 ところ軸受を組み合わ せたものを含む。)	第8482.10号に記載	第8482.10号に記載
	- 部分品		
8482.91	-- 玉、針状ころ及びころ	CTH	CTH、又は付加価値基準 35%
8482.99	-- その他のもの		
ex8482.99(a)	-- 内輪又は外輪(仕上 加工をしたもの)	CTH, 又は スプリット号8482.99(b) からの変更	CTH, 又は スプリット号8482.99(b) からの変更
ex8482.99(b)	-- 内輪又は外輪(湾曲 され又は鍛造された もので、熱加工及び/ 又は研磨を経ていな いもの)	CTH	CTH
ex8482.99(c)	-- その他	CTH	CTH

音声、映像又はデータの記憶

1999年当時に存在した第85.24項は削除され、現在は第85.23項に統合されている。ブランクの電子媒体の製造は実質的変更となり、また、ブランクの媒体へのデータ等のダウンロードによって記録された電子媒体は、外形的には何ら変更がないものの、実質的変更があったものと認められる。下の表は筆者が技術的調整を施したもので、1999年当時、プライマリー・ル

ール(3)は ex85.23(a)が第85.23項として CTH ルールが設定され、ex85.23(b)は第85.24項として同様に CTH ルールが設定されていた。

HS 番号	品 名	プライマリー・ルール	
		(3)	(4)
85.23	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体(記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。)	スプリット項に記載	スプリット項に記載
ex85.23(a)	- 記録していないもの	CTHS	付加価値45%
ex85.23(b)	- 記録したもの	CTHS	付加価値45%

半導体デバイス及び集積回路

1999年当時は、半導体デバイス及び集積回路の製造において、実質的変更を伴う工程は、前工程(特に拡散工程)であると主張する EC 等と後工程(組立て)であると主張する我が国等のグループに分かれた。ただし、EC は、半導体デバイスについては付加価値35%、集積回路については拡散工程を行った国とする加工工程基準を提案していた。

HS 番号	品 名	プライマリー・ルール	
		(3)	(4)
85.41	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイオード(LED)及び圧電結晶素子	本項の物品が[組み立てられた国]、[拡散工程が行われた国]を原産国とする	CTH 又は付加価値35%
85.42	集積回路	本項の物品が[組み立てられた国]、[拡散工程が行われた国]を原産国とする	集積回路: 拡散工程(適切な不純物の選択的な導入による半導体基板上に形成される集積回路) その他: CTH、又は付加価値35%

自動車

自動車についても組立てのみで実質的変更とするか、付加価値基準の充足を求めるかの2案が併存した。注目すべきこととして、第87.08項の自動車部品について、日・米等のグループは HS の構造を若干変更し、バンパー、エアバッグ等の独立した自動車部品についてはス

スプリット項として建て、それらの独立した自動車部品を製造するための部品をまとめてスプリット項 ex87.08(t)に再分類し、独立した自動車部品を ex87.08(t)に分類される専用部品から製造することを許容している。これは、HS 品目表の最大限の活用を主題とし、付加価値基準の適用を極力排除するための方策であった。

HS 番号	品 名	プライマリー・ルール	
		(3)	(4)
87.01	トラクター(第 87.09 項のトラクターを除く。)	CTH	付加価値[35、45]%
87.02	10 人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車	CTH	付加価値[35、45]%
87.03	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。)	CTH	付加価値[35、45]%
87.04	貨物自動車	CTH	付加価値[35、45]%
87.05	特殊用途自動車(例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。)	CTH	付加価値[35、45]%
87.06	原動機付きシャシ(第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。)	CTH	CTH。ただし、第 87.08 項からの変更を除く。又は付加価値 35%
87.07	車体(運転室を含むものとし、第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。)	CTH	CTH。ただし、第 87.08 項からの変更を除く。又は付加価値 35%
87.08	部分品及び附属品(第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。)	スプリット項に記載	CTH、又は付加価値 35%
ex87.08(a)	- バンパー	CTHS	
ex87.08(b)	- エアバッグ(インフレーター及びモジュールを含む)	CTHS	
ex87.08(c)	- 車体	CTHS	
ex87.08(d)	- ブレーキ及びサーボブレーキ	CTHS	
ex87.08(e)	- ギアボックス	CTHS	
ex87.08(f)	- 駆動軸(伝動装置のその他の構成部品を有するか否かを問わない。)	CTHS	
ex87.08(g)	- 車輪	CTHS	
ex87.08(h)	- ショックアブソーバー	CTHS	
ex87.08(ij)	- 懸架装置	CTHS	
ex87.08(k)	- ラジエーター	CTHS	
ex87.08(l)	- 消音装置及び排気管	CTHS	
ex87.08(m)	- クラッチ	CTHS	
ex87.08(n)		CTHS	

JASTPRO ウェブサイト掲載用「検証 WTO 非特惠原産地規則調和作業」(第32回)
 (2019年7月31日掲載分)

ex87.08(o)	- ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス	CTHS	
ex87.08(p)	- ハンドル・バー	CTHS	
ex87.08(q)	- シャシー及びフレーム	CTHS	
ex87.08(r)	- シートベルト	CTHS	
ex87.08(s)	- 燃料タンク	CTH	
ex87.08(t)	- 卑金属製品で金属の除去による又は湾曲、鍛造、圧縮、打ち抜き又は類似の成形加工による仕上げ前のもの - その他	CTH、 又は ex87.08(s) からの変更	